

公益社団法人 日本コンクリート工学会
コンクリート工学編集委員会規程

昭和 52 年 3 月 1 日 制定
平成 26 年 2 月 28 日 改正
令和 元年 5 月 22 日 改正
令和 2 年 3 月 25 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、コンクリート工学編集委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 40 名以内とし、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 第 3 条に定める委員長が指名する委員
- (3) 第 3 条に定める委員長が指名する特別委員

2. 特別委員は、「コンクリート工学」誌（以下「本誌」という。）の編集上必要な専門家とする。

(委員長、副委員長、幹事)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名と原則として 10 名以内の幹事を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長、副委員長及び幹事の任期は、2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、本誌の編集・発行に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事

項については必要に応じて、図書編集委員会に付議する。

- (1) 本誌の編集方針
- (2) 本誌の編集に関する企画・調査
- (3) 本誌の原稿の執筆依頼及び査読
- (4) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、昭和52年3月1日から施行する。
2. この規程の改正は、令和2年3月25日から施行する。